

外部診断機器貸出規程

東京都自動車整備振興会
八王子支部

1. 目的

東京都自動車整備振興会・八王子支部が貸与する自動車用外部診断機器（以下「診断機」という）の貸出等に関する取扱いを定め、適切、かつ、有効に使用することを目的とする。

2. 貸出の対象

- (1) 東整振八王子支部会員事業者であること。
- (2) 事業場に整備機器講習会を受講した者が1名以上いること。
- (3) その他、支部長が適当と認めるもの。

3. 貸出品

日立 HDM-3000 及び基本キット並びに、その他支部で定められた用品とする。

4. 貸出費用

貸出は無料とする。但し送付費用が発生する場合は借用者の負担とする。

5. 貸出期間

貸出期間は、支部の定めた期間内に返却するものとする。
尚、貸出期間中であっても使用終了後は速やかに返却すること。

6. 借用及び返却

- (1) 借用を希望する者は、貸出者に事前に電話等により依頼するものとする。
なお、借用及び返却は、貸出者の都合を配慮し行うこと。
- (2) 借用を希望する者は、診断機借用申込書（別紙）に、必要事項を記入し、貸出者に提出すること。
- (3) 貸出者は、借用品の受け渡し時に東整振八王子支部会員であることを確認すること。
- (4) 借用者は、返却時に借用品一式の破損、故障、欠品等が無いことを確認すること。
貸出者はこれを検証すること。

7. 取り扱い

診断機等借用品の取り扱いは、破損防止を心がけ慎重に行うものとする。

8. 破損、紛失等の対応

借用期間中（移動中も含める）に、借用品を破損、故障、紛失等した場合、速やかに支部長に連絡すること。

なお、修理費用、代替品（同型）の購入費用等は、原則として借用人の負担とする。

9. 禁止事項

又貸しは一切禁止する。

この取扱い規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施する。